

**令和5年度第3回
長井市国民健康保険運営協議会**

議 事 録

日 時 令和6年2月8日(木) 午後6時30分～午後8時
場 所 長井市役所2階 庁議室

出席委員 新野義憲会長
赤間尚子委員、遠藤伴明委員、大場伸一委員
小関謙太郎委員、堀越智子委員

出席保険者 齋藤環樹副市長

出席事務局員 逸見睦子市民課長、高橋嘉樹税務課長、
塚田恵美子健康スポーツ課健康推進担当課長
澁谷路子主査、梅津貴美子係長、柴田佳織主任

議事録署名委員 小関謙太郎委員、堀越智子委員

◎ 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 保険者あいさつ
- 4 議 事
 - (1) 令和5年度長井市国民健康保険特別会計補正予算(案)及び
令和5年度長井市国民健康保険特別会計決算見込みについて
 - (2) 令和6年度長井市国民健康保険事業計画(案)について
 - (3) 令和6年度長井市国民健康保険特別会計予算(案)について
- 5 その他
 - (1) データヘルス計画(案)について
 - (2) 令和5年度会議等報告
- 6 閉 会

◎ 会議録

開会を宣して会議に入った

【新野会長あいさつ】

【保険者 齋藤副市長あいさつ】

【議事】

(会長)

慣例によりまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名委員であります。小関謙太郎委員、堀越智子委員にお願ひをいたします。よろしくお願ひいたします。

令和5年度長井市国民健康保険特別会計補正予算（案）及び令和5年度長井市国民健康保険特別会計決算見込みについて事務局の説明を願ひます。

－事務局より説明－

(会長)

事務局の説明が終わりました。それでは補正予算（案）から皆さんのご質疑ご意見等お伺ひしたいと思ひます。

(委員)

資料1-6ページの2款1目、令和5年度から出産育児一時金について45万から55万になった、つまり10万増額になったというのは長井市独自のものということですよ。令和5年3月には45万の支給が1件でしたか。

(事務局)

お答えいたします。令和5年3月までは45万でしたが、令和5年4月1日から10万増額いたしまして55万となっております。55万のうち50万はほぼ全国的に50万ですが、それに5万を上乗せしての支給は長井市独自に行っているもので、山形県内でも長井市のみ55万という高い金額となっております。

(委員)

了解しました。ありがとうございます。

(会長)

他にご質問ご意見なければ、補正予算（案）について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

－はいの声－

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

それでは次に決算見込みについてご質問ありましたらお伺ひいたします。

保険給付費が対前年比108%となっており毎年増えている状況であると思ひますが、結局一人あたりの医療費が多くなっていると思われ、今までの高額医療や薬等が一般の診療でも受けられるようになったこと等もその要因の一つかと思ひますが、そのあたりはどうですか。

(事務局)

会長の仰るとおり、医療が高度になってきているということが要因の一つ考えております。もう一つの要因として、被保険者数は減っているが一人あたりの医療費が増えているという現状があり、医療にかかる高齢者数も多く、若い世代はあまり医療にかからないという傾向も一人あたりの医療費が増えている要因であると考えております。

(会長)

はい。他にご質問ございませんか。

(委員)

資料2-5ページの歳出合計は対前年比104%、令和4年度の実質単年度収支が1,000万程で令和5年度が1,200万程となっておりますが、4%の伸びは前年度単年度収支の1,000万で飲み込んだという解釈でよいですか。

(事務局)

こちらの対前年比104.33%を飲み込んだ上での単年度収支であり、前年に比較して100万程増えている状況です。

(委員)

これは少しずつ予算規模が大きくなっているのですよね。実質単年度収支からすると赤字にはならなかったということですよね。

(事務局)

実質単年度収支は、来年6年度に繰り越す繰越金の一部になっておりまして、現段階において赤字にはならない決算を見込んでおります。

(委員)

最近はまだ赤字にならないようだと決算の状況について拝見していますが、これが赤字になるとどうなりますか。基金の繰り入れとなりますか。

(事務局)

委員の仰るとおり決算が赤字となれば、国民健康保険の財政調整基金から取り崩しをして財源を補填するという形になります。

(委員)

一般会計からの繰り入れはまた別になりますか。この一般会計の繰り入れは何%か決まっているのですか。

(事務局)

一般会計からの繰入金についてですが、繰入金はすべて一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れをするように国から定められている法定のものであり、それ以外の繰り入れは行っておりません。

(委員)

資料2-1ページに繰入金について記載がありますが、行政規模や国民健康保険の運営規模から算出されているのですか。

(事務局)

繰入金については何種類かございまして、資料1の補正予算(案)の5ページに繰入金について載せておりますが、項目が1節から7節までございまして、1節につきましては低所得者の国保税の軽減を行っております、軽減相当分を一般会計から繰り入れるように国で定めております。2節の保険者支援分につきましては、低所得者数に応じて国・県・市から支援が受けられる繰入分となっております。4節の出産育児一時金繰入金につきましても、繰入基準額のうち3分の2を一般会計から繰り入れるように国から定められているものです。5節の財政安定化支援事業繰入金は長井市が交付を受けている地方交付税で国民健康保険の必要経費として認められており、市町村の状況に応じて繰り入れるように指示があるものです。6節 未就学児均等割保険料繰入金、7節 産前産後保険料繰入金につきましても、国・県・市から繰り入れるように指示があるものです。3節の記載がないのですが、3節は事務費に対する繰り入れということで、繰り出し基準に基づいて繰り出しを行っているものでございます。

(会長)

他にご質問ご意見等ございませんか。

(委員)

以前は単年度収支が赤字であったこともあるようですが、県単位で運営を行うようになったため現在はうまく財政の運営が回っているということなのでしょうか。

(事務局)

委員の仰るとおり、平成30年度から県が主体となり国民健康保険の財政の運営をしているということもありまして、そのことも黒字の要因になっていると思われまます。

(会長)

よろしいですか。それでは、決算見込みについて報告のとおりでよろしいでしょうか。

—はいの声—

報告のとおりといたします。

次に令和6年度長井市国民健康保険事業計画(案)について事務局の説明をお願いします。

—事務局より説明—

(会長)

事務局の説明が終わりました。事業計画(案)についてご質問ご意見ございませんか。

(委員)

会長にご教示いただいた資料「第2期山形県国民健康保険運営方針について」を拝見しておりました。先程概況で当市の一人あたりの医療費が増加しているというお話があり、このことについては高齢化社会を迎える上で、どの市町村でも避けられない問題かと思えます。この資料は大変興味深く、令和3年度の市町村国保の一人あたり医療費が置賜地区で比較して見ると、他市町村の国保加入者のメンバーの構成にもよると思えますが、長井市の医療費は増加の傾向にはありますが低い状況です。それと同時に国保税収納率についても高い現状を維持されておりますので、健康スポーツ課をはじめ市役所をあげて皆さんが取り組まれている成果ではないかと感心いたしました。当市は頑張っていると思いました。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

特に収納率においては、県内の13市ではトップ、置賜でもトップですね。税務課では何か特別な施策を講じられていますか。

(事務局)

収納率を上げるためには、税の公平性を基本に掲げながら、丁寧な収納対策に努めておりますが、公平性の観点から滞納処分等もやむを得ない場合は執行し収納業務を行っております。納税者が納期限内に自主的に納めることを基本としております。高い収納率を目指しながらも一人ひとりが納期限内に納めていただくような対策を講じております。令和5年度につきましても、まだ2月から5月の出納閉鎖までの期間がありますので、鋭意努力し昨年度を上回るような数字を残せるように税務課一丸となって頑張っているところでございます。

(会長)

以前は収納専門の担当者を配置していたこともあったようですが、今はどうですか。

(事務局)

今はそのような配置はしておりません。

(会長)

市民の方々の納税に対する意識が高いということですね。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(会長)

他にご質問ご意見等ございませんか。

(委員)

資料3-2ページ (4) 医療費適正化対策 ② 特別訪問指導について、令和4年度、令和5年度の実績はどのくらいありますか。

(事務局)

特別訪問指導の実績について、令和4年度は候補者5名のうち1名の方には連絡がとれなかったため、4名の方に特別訪問指導を実施いたしました。令和5年度は4名の方を対象としており、特別訪問指導を健康スポーツ課の保健師に依頼し3月まで事業を行うこととしており、今現在取り組んでいるところでございます。

(委員)

ありがとうございます。今お尋ねした事項に関連して、最新の市報に、上手に医療機関を受診しましょう、という内容の特集が掲載されており、資料3に記載のジェネリック医薬品の利用促進や国保制度の趣旨普及につながる良い記事であると思ひ読みました。

(会長)

他にございませんか。それでは他にないようでありますので、令和6年度 長井市国民健康保険事業計画(案)について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—はいの声—

(会長)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に令和6年度 長井市国民健康保険特別会計予算(案)について説明をお願いします。

—事務局より説明—

(会長)

説明が終わりました。ご質疑ご意見ございませんか。

(委員)

先程の来年度の事業計画(案)において、令和6年度中にマイナンバーカードと保険証の一体化が図られるということでしたが、それに関連して資料4-12ページの一般管理費等でシステム改修等の費用がかかるか、また一体化に伴い実際にどんなことが予想されるか伺います。巷ではマイナンバーカードと保険証を一体化するのはまだ早いのではないかという議論もありますが、どのような対応をお考えですか。

(事務局)

報道等でもありますように、今年の12月2日で保険証が廃止されることが決まりました。当市は毎年8月1日から翌年の7月31日までの1年間の有効期限を定めた保険証を皆様に交付しております。保険証廃止の日までに交付する保険証につきましては、令和6年8月1日に交付する保険証は、その有効期限を現行と同じように1年間として発行いたします。よって実際は12月2日以降に保険の異動等のある方々に新しく保険証を交付ということにはなりません。その際、マイナンバーカードに保険証利用の登録をされていまして、そちらをご利用いただくこととなります。利用登録をなさっていない方については、資格確認書という現在の保険証と見た感じが同様のものを交付する、という国からの通知が来ております。なお、こちらに係る費用につきまして、委員の仰るとおり、歳出の総務管理費の一般管理費に保険証の発行費用や資格確認書の発行費用を盛

り込んでおりますが、システム改修については、当初予算を組んだ時点では国からの詳細な説明がなかったため、システム改修はありますが、具体的な金額は計上していない状況です。通知が来て金額がわかり次第、補正予算での対応を考えているところでございます。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

当市のマイナンバーカードに保険証利用の登録をされている方のパーセンテージはどのくらいですか。

(事務局)

当市においてマイナンバーカードに保険証利用の登録をされている方は、1月現在で約74%です。ただ、当市におけるマイナ保険証の利用率については、こちらで数字を持っておりません。

(会長)

他にございませんか。

それでは他にないようでありますので、質疑ご意見を打ち切りまして、令和6年度長井市国民健康保険特別会計当初予算(案)について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—はいの声—

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

—議事終了—

(会長)

以上で議事が終わりましたので事務局へお返しします。

議事は以上で終了

【その他】

データヘルス計画(案)について

令和5年度会議等報告

—事務局より説明—

閉会を宣して会議終了